

令和 6 年 民訴法

設問 1

第 1 課題 1

1 本件では、X1 は選定当事者（民訴法 30 条）として選定されているわけではないから、
任意的訴訟担当として当事者適格を肯定することが考えられる。

任意的訴訟担当とは、実質的利益帰属主体がその意思で、第三者に訴訟追行権を付与するものである。

2 任意的訴訟担当を許容すれば、当事者の訴訟行為の便宜になるが、安易に許容すれば、
弁護士代理の原則の趣旨や訴訟信託の禁止に反し、その結果、三百代言による依頼者の利益
の侵害、訴訟の混乱を招く危険が生じる。そのため、明文なき任意的訴訟担当は①弁護士代
理の原則（民訴法 54 条）、訴訟信託禁止の原則（信託法 10 条）の趣旨を回避、潜脱するお
それがなく、かつ、②これを認める合理的必要がある場合には認められる。

第 2 課題 2

最高裁判例の事案では、各組合員からの個別の授權はなかったが、組合規約により、代表
者に自己の名で組合財産を管理し、対外的業務を執行する権限を与えられていた。

一方、本件では、Xらは組合員ではなく、規約も存在しない。もっとも、本件では、遺産
分割協議により、X1 は本件建物を 3 分の 1 の持分で共有し、本件契約について賃貸人とな
っている。また、本件契約の交信、賃料の徴収及び受領、本件建物の明渡に関する訴訟上あ
るいは訴訟外の業務については X1 が自己の名で行うことが取り決められており、本件建
物の管理、対外的業務を執行する権限を有していた。さらに、本件では、X1 は X2 及び X
3 から、Y に対して本件建物の明渡を求めるとの X1 の意向に賛成した上で、自らが当事者
となることは時間的・経済的負担が多いことを理由に、X1 単独で訴訟を提起してほしいと
述べているから個別の授權が認められる。したがって、弁護士代理の原則を回避し、または
信託法 11 条の制限を潜脱するものとはいえず、合理的必要を欠くものとはいえないから、
要件を充たし、本件において X1 による訴訟担当が明文なき任意的訴訟担当として認めら
れる。

設問 2

1 裁判上の自白（179 条）とは、口頭弁論又は争点整理手続期日において、相手方が主張
する自己に不利益な事実を争わない旨の当事者の弁論としての陳述を指す。

このうち、「不利益」とは基準の明確性の観点から、相手方が証明責任を負うことを指す。
そして、「事実」は主要事実のみを指すと解する。間接事実・補助事実は証拠と同様の機能
を有するため、これに自白の拘束力を認めると、裁判官に不自然な事実認定を強制し、侍従
心証主義（247 条）に反する恐れがあるからである。

コメントの追加 [尚小1]: 課題 1 は、明文なき任意的訴訟担当の意義と要件の一般的な論述が求められているので、設問に即した X1 についての言及は不要だと思います。

また、本問は「明文なき」任意的訴訟担当の問題です。選定当事者は明文のある任意的訴訟担当の一つです。

簡単に整理すると

訴訟担当→権利義務者本人以外の者がその名の下で訴訟行為を行う。

法定訴訟担当→本人の代わりに誰が訴訟を行うのが法定されているもの。例えば民法の家族法分野でよく出てくる審判や訴訟で検察官を相手方とするとかのやつです。

任意的訴訟担当→本人の代わりに「誰が」訴訟を行うのか法定されていないもの（本人が本人以外の者に頼...

コメントの追加 [尚小2]: 答案の分量的にこの部分を自分の言葉でもっと具体的にメリットとデメリットを説明してもいいと思います。わざわざ任意的訴訟担当の意義と明文なき場合の要件を課題 1 として単体で出題...

コメントの追加 [尚小3]: 判例に基づいていて良いです。

コメントの追加 [尚小4]: つまり、X1 の権利は X2、3 の権利と同一内容ということですね。そうすると、X1 が自分の権利救済のために訴訟活動をすれば X2、3 の権利救済にもなるということですね。利害の対立が...

コメントの追加 [尚小5]: 任意的訴訟担当は、授權があることが前提なので、これは冒頭で書いたほうが良いと思います。

コメントの追加 [尚小6]: 事実が羅列しているだけで、この結論にどうつながるのかやや飛躍しすぎな感じがします。

コメントの追加 [尚小7]: 変換ミスには気をつけたいですね

2 本件では、本件建物において何回か料理教室を無償で開いたという事実が裁判上の自白にあたるかどうかが問題となっている。本件訴訟は本件契約の終了に基づく本件建物明渡を求める訴えである。本件契約の終了が認められるには、債務不履行の存在、解除の意思表示に加え、信頼関係の破壊が必要である。この点、上記事実は、本件契約において定められた使用目的を遵守する義務に違反するものであり、債務不履行の事実にあたるから、主要事実といえる。また、この事実は、本来契約解除の効果を主張する原告側が証明責任を負うものである。

したがって、Yの主張は裁判上の自白にあたる。

3 裁判上の自白に該当する場合、審判排除効、当事者拘束力、不要証効（179条）が生じる。もっとも、相手方の得た地位を否定しても禁反言にあたるといえないならば、撤回は認められる。本件では、Xらは賃料三カ月分の賃料の支払いがないことを理由に無催告解除をしたと主張している。もっとも、Xらは不払いを示す書証が提出しなかったため、口頭で議論することになり、Yは賃料不払いによる信頼破壊の不存在を基礎づける事実として上記事実を主張したのである。もっとも、Xらが賃料不払いによる債務不履行を請求原因事実としていたのにもかかわらず、Yの主張を受けて唐突に用法遵守義務違反による債務不履行を請求原因事実として追加するものであるから、自白の撤回を許さないとすると、Yに対する不意打ちになり、酷である。したがって、信義則違反に違反するとはいえず、撤回が許される。

設問3

1 既判力とは確定判決の判断内容に与えられる通用性ないし拘束力である。その発生根拠は、十分な手続保障による自己責任と紛争の統一的・一回的解決に求められる。

既判力により、基準時以前に既に存在していた基準時における権利関係に関する前訴裁判所の判断に矛盾する事由を後訴で提出して争うことはできないのが原則である。なお、基準時とは事実審の最終口頭弁論終結時を指す。当事者はその時点まで裁判資料の提出ができるし、裁判所もそれを元に心証を形成するからである。

2 本件では解除権の行使の主張が問題となっている。解除権は発生原因事実が様々であるところ、前訴で争われたのは、賃料不払いに基づく解除権の発生であり、後訴では用法遵守義務違反に基づく解除権の発生を争う予定である。前訴で争われた解除権と後訴で争う予定の解除権は別個の独立したものであり、後訴で解除権の発生を認めたとしても、前訴と無矛盾しない。また、後訴の解除権の発生を基礎づける本件セミナーの開催は、本件訴訟の事実審の口頭弁論終結時より前の事実ではあるものの、Yがこの事実を知るに至ったのは、本判決の確定後である。このため、Yが前訴の口頭弁論終結時よりも前にこの事情を主張することは期待できなかったといえるため、当該主張を既判力によって遮断するとYの手続保障を害する。

よって、本件判決の既判力によって解除権行使の主張を遮断することは相当ではない。

以上

コメントの追加 [尚小8]: 民訴において要件事実を思考の出発点とするのは大事なので良いです。

コメントの追加 [尚小9]: 北村さんの定義だと「自己に不利な事実を争わない旨」の陳述なわけですが、Yは争わないつもりで今回の自白をしたのでしょうか、むしろ信頼関係破壊がないとXの主張を争うために行ったのではないのでしょうか。

本問は、単純な自白ではなく、先行自白の形になっているので、先行自白の意義、先行自白の場合でも自白は成立することも記述したほうが良いと思います。

コメントの追加 [尚小10]: 自白の撤回と禁反言がどのようにリンクするのもっと説明があるといいです。自白の効果のうち、不要証効は相手方当事者にとってのメリットなので自白の撤回はそれを奪うことになるからって感じですかね。

コメントの追加 [尚小11]: 設問には「本件陳述がされた場面や当該手続の目的等を踏まえ」という指示があるのでわからなくてもなんとか食いついた答案を書く必要があります。

第1回弁論準備手続、自由な議論→争点整理の段階で、各当事者がさまざまに主張を行う必要がある。撤回を認めない場合各当事者は萎縮して主張に慎重になり争点整理が進まない。

先行自白、第2回弁論準備手続期日時点の撤回→訴訟の進行程度は進んでいないので撤回しても相手方への期待の裏切りの程度は小さい。

コメントの追加 [尚小12]: もっと積極的作用/消極的作用など整理して具体的に詳しく論じてもいいと思います。

設問3は問題文中の事実関係が薄いので、民訴の理論的部分を詳しく検討することが求められていると思います。

コメントの追加 [尚小13]: おおまかな答案の流れはいいと思います。事実を拾って、評価を加えて、結論に結び付けるという作業はしっかりできるようになる必要があると思います。